

## 第22回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年4月26日(金) 午前10時07分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 11名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

3番 梅 原 順 一

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

13番 鈴 木 誠

4. 欠席委員 1名

12番 押 切 裕 子

## 5. 出席職員

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

## 6. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 調査報告 農業・農村活性化検討特別委員会調査報告

日程第 7 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について

日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

- 日程第 1 2 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 1 3 議案第 7 号 平成 2 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価について
- 日程第 1 4 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第22回総会の開会に先立ち御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名でございます。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、押切委員については、所要のため出席できない旨の連絡が事前にございましたことを申し添えます。

以上でございます。

議 長

おはようございます。

毎年のことですが、大型連休を前にしての総会の開催でございます。

ニュース等を聞いておりますと、今年は円安の影響で海外に出かける方々よりも国内旅行の方が多いというお話でございます。連休途中にウィークデイが3日間あるものの、こういうことが国内の景気にプラスになればいいなと思っております。

さて、我々農業者の立場で言えば、牧草地も若干青みがかってきて、いよいよ春が来たのかなというところでございます。先人たちの言い伝えですと、雪が多い年は豊作だということで、何とか今年も天候に恵まれることを期待したいと思っております。

そういった中で、我々の懸念材料としましては、飼料の高騰を初めとする生産資材の高止まり、また、それを受けての乳価の動向というものが非常に気になるところでございます。これにつきましては梅原代理の方が詳しいと思っておりますから、いずれかの機会に情報等をいただければと思います。

TPPも予期していたとは言え、他の11カ国が日本の参加を承認したということで、非常に残念だという思いをしております。

先般、自民党の石破幹事長が北海道に来られて、その講演の中で我が国の農業農村の所得倍増計画を樹立するというようなことをおっしゃられたようです。本当に我々のためになるような政策がされるのか疑問があるわけですが、できるならば今の農家戸数を減らすことなく、農村社会をこのまま維持できるような形での所得倍増という政策を是非お願いしたいと思っております。

また、農地集積の関係でも新しい提案がされているようです。私も新聞報道以上の情報は入ってきませんが、今後こういった報道に注視をしながら、それぞれの立場で訴えていかなければならないという思いをしております。

それでは、早速会議を始めるわけでございますけれども、今日は午後から生産費調査の最終報告会ということで、北大の東山先生にお出でいただき報告を受けることになっております。最終報告でありますから、それを受けて今後の賃借料等の対応について検討していかなければならないと思っております。

皆様にはきたんのない御意見をいただいて、方向性を検討していきたいと思っておりますので、その辺もよろしく御願い申し上げて開会の御挨拶とさせていただきます。

できます。よろしくお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員の指名は、議長において、7番穴吹委員、8番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題といたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第5 会務報告を行います。事務局より報告いたします。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 会務報告が終わりました。質疑があれば、これを受けます。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑がないようですので、これで会務報告を終わります。

次に、日程第6 農業・農村活性化検討特別委員会調査報告をいたします。

本件につきましては、農業・農村活性化検討特別委員会で調査検討した事項について、この度最終報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

農 政 係 長 (報告書朗読あるも省略)

議 長 次に、委員長より口頭報告を受けます。

梅 原 委 員 (口頭報告あるも省略)

議 長 ただいま委員長から報告をいただきました。

本報告に対し、質疑があれば、これを受けます。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、これで特別委員会の報告を終わります。

次に、日程第7 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案理由の説明を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては6件の願い出であります。浜農委25-1号の願い出人は、円朱別西8線〇〇番地、〇〇〇 〇氏、願い出地は円朱別西8線〇〇番〇筆、〇, 〇〇〇㎡で、願い出の内容は、土地の地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。

願い出地は現在原野化しており、この土地を農地以外として地目変更登記を行おうとするものであります。

また、現地調査につきましては、小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により4月16日に実施し、確認しております。

次に、浜農委25-2号の願い出人は、仲の浜〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は仲の浜〇〇番〇筆、〇万〇〇〇㎡であります。願い出の内容については、前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、小田原委員、片島委員、永洞委員により4月18日に実施し、確認しております。

次に、浜農委25-3号の願い出人は、姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南5線〇〇〇番〇の内ほか〇筆、合計〇万〇, 〇〇〇㎡であります。願い出の内容については、前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、百々委員、熊谷委員、白川俊明委員により4月22日に実施し、確認しております。

次に、浜農委25-4号の願い出人は、藻散布〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は藻散布〇〇番〇筆、〇, 〇〇〇㎡であります。願い出の内容については前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、小田原委員、片島委員、永洞委員により4月18日に実施し、確認しております。

次に、浜農委25-5号の願い出人は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇

〇〇氏、願い出地は、西円朱別西18線〇〇〇番〇の内ほか〇筆、合計〇万〇、〇〇〇㎡であります。願い出の内容については前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により4月16日に実施し、確認しております。

次に、浜農委25-6号の願い出人は、茶内西12線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は、茶内西12線〇〇〇番〇の内〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡であります。願い出の内容については前号と同様であります。

また、現地調査につきましては、小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により4月16日に実施し、確認しております。

以上、現地調査を踏まえ、農地・採草放牧地以外として証明しようとするものであります。詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

本案について、事務局からの提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、それぞれの調査委員の方々から補足があればお願いします。

各調査委員

(特になしの声)

議長

特にないようなので、これから、申請番号順に質疑を行います。  
浜農委25-1号について質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委25-2号の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委25-3号の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委25-4号の質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委25-5号の質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、浜農委25-6号の質疑を行います。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
これで、質疑を終わります。  
次に、討論を省略し申請番号順に採決いたします。  
浜農委25-1号について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ござ  
いませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、浜農委25-1号は原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委25-2号の採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、浜農委25-2号は原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委25-3号の採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、浜農委25-3号は原案のとおり可決されました。  
次に、浜農委25-4号の採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。



整理番号4は、根室市西厚床〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇〇〇㎡で、借主は姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏であります。

なお、本届け出については、議案関係資料に添付の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
質疑に入る前に、それぞれ整理番号順に担当委員から補足説明をお願いします。  
整理番号1について、2番永洞委員をお願いします。

永洞委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号2について、6番小椋委員をお願いします。

小椋委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号3について、4番小田原委員をお願いします。

小田原委員

(補足説明あるも省略)

議長

次に、整理番号4について、3番梅原委員をお願いします。

梅原委員

(補足説明あるも省略)

議長

それぞれの担当委員より補足説明がありました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。整理番号1の質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 それでは、討論を省略し、整理番号順に採決を行います。 整理番号1の採決を行う前に、〇〇〇〇委員は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので退席願います。
		(〇〇委員退席、退室)
		それでは、整理番号1の採決を行います。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
		(〇〇委員入室、着席)
		次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第3号農地法52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第52条では、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとしてされており

す。  
平成21年12月に改正された農地法の一部を改正する法律の施行により、従来の標準小作料制度が廃止され、これに代わり同年12月21日付け農林水産省より通知された農地法の運用についての第4の(1)では、農業委員会は、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとされており、算出した賃借料については、農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体などで広く提供することとされていることから、この度、賃借料情報の提供について、御提案した次第であります。

なお、別紙の標準賃借料につきましては、平成24年1月から12月までに、浜中町で締結された農地法第3条及び農用地利用集積計画書による農地の賃貸借契約の賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出したものであります。

以上、提案の理由を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

本案について、提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。  
5番熊谷委員。

熊 谷 委 員

6月の農業委員会情報で賃借料情報を掲載する予定ですが、自分が認識してい

た金額と差異があります。今回ここに掲示されている金額が正しいということでしょうか。

農地係長 この金額は、昨年1月から12月までの筆数に基づいて計算しておりますので、これをお願いいたします。

議長 他にありませんか。  
3番梅原委員。

梅原委員 面積はわかりますか。

農地係長 統計は全部ありますので、調べると出てきます。後日お知らせさせていただきます。

議長 他にありませんか。  
1番白川委員。

白川委員 農地を集積する関係上、農業委員として金額をある程度把握していないと、今後説明する場合においても支障が出てくる気がするので、委員会としての実勢価格などの情報を参考にしたいと思いますが、この辺いかがでしょうか。

議長 長 この議案を提案する前に事務局とも話していたのですが、3条許可は相対ですから、面積がこれだけだからこれだけの単価でということ申請が上がってきます。実際に上畑、中畑、下畑という判断は、この段階ではできないので、正しい現状の評価は難しいと思います。

公簿上の面積で単純に割り返したものが、果たして現状の賃借料情報としてふさわしいかと言ったら、やはり問題があると思っております。今後部会等でこれらの取り扱いについて検討する機会を設けるようにしたいと思っております。

白川委員 3条で取り扱う場合はその辺が難しくなってきます。利用集積をすることについては賛成だし、大いにやってほしいと思います。ただ、実勢価格が見えないと基準価格を出しても意味がなくなるような気がします。数字上あえばいいということではなく、今後検討していただきたいと思います。

農地係長 今後そういう方向で検討させていただきたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略し採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農地利用集積関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第4号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとしてされています。

本案につきましては、先月の総会において売買によるあっせんの申出のありました茶内若葉2丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡に係る所有権移転に伴う農用地利用関係調整報告ではありますが、権利の設定を受ける者を茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に決定し、今年16日に、本件の調整委員である小椋委員、白川英之委員、穴吹委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。

ここに、調整委員の報告に基づき御提案申し上げるものでございますが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

本案について、提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出  
についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案  
の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は、農用地の所有者  
から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、  
認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整  
に努めるものとするとしております。

本案につきましては、茶内基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、〇〇万  
〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権設定等の申出があったものであります。

つきましては、以上の調整に係る調整委員の指名について御提案申し上げます  
ので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

本案について、提案理由の説明が終わりました。

調整委員の指名ですが、恒例により議長が指名したいと思っております。御異議あり  
ませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議長が指名することといたします。

この案件については、農地部会に調整を委ねたいと思っておりますが、いかがでしょ  
うか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、調整委員については、農地部会に決定いたしました。

日程第12 議案第6号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事務局 長

議案第6号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第4項では、農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとしております。

本案については5件の作成要請であります。茶内〇〇地区、〇〇〇〇〇跡地〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、平成24年12月25日開催の第18回農業委員会総会で農用地利用集積計画の要請をした結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が買入れを行ったものであり、この度、周辺農家5件が農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定により、賃貸借による利用権の設定を受けるものであります。

整理番号1は、茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇氏へ〇年間の貸付をしようとするものであります。

整理番号2は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏へ〇年間の貸付をしようとするものであります。

整理番号3は、茶内西7線〇〇〇番ほか〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西8線〇〇〇番地、〇〇〇氏へ〇年間の貸付をしようとするものであります。

整理番号4は、茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西11線〇〇〇番地、〇〇〇氏へ〇年間の貸付をしようとするものであります。

整理番号5は、茶内西3線〇〇〇番ほか〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏へ〇年間の貸付をしようとするものであります。

以上、この度関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものであります。

なお、本案につきましては、議案関係資料に添付の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしていると判断しております。

以下、関係書類につきましては、農地係長より説明いたしますので、よろしく

御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 本案について、提案理由の説明が終わりました。  
これから、整理番号順に質疑を行います。  
整理番号1の質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号4の質疑を行います。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、討論を省略し整理番号順に採決いたします。  
採決の前に、〇〇〇〇〇は、会議規則第10条の規定により議事参与の制限に  
該当しますので退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

これから、整理番号1の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第13 議案第7号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価についてを議題とします。事務局より提案の理由を申し上げます。

事務局 長

議案第7号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成21年1月23日付け20経営第5791号による農業委員会の適正な事務実施については、農業委員会は、活動の点検・評価とその達成に向けた活動計画の検討を毎年1月から2月にかけて行い、その検討結果を踏まえ3月末までにホームページ等に公表し、地域の農業者から意見聴取を行い、さらに意見・要望があった場合にはそれを補正の上、最終決定したものを市町村のホームページ等で公表するとされています。

この度の平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、本総会でその内容を審議していただき、その後、ホームページ上で地域の農業者より意見・要望等を募集いたしたく御提案した次第であります。

以上、詳細につきましては、農政係長よりご説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

本案について、提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。3番梅原委員。

梅原委員

今まで町内の農地面積は15,000ヘクタールという表現をしてきました。ここでは18,861.1ヘクタールで3,000ヘクタールも多くなっておりませんが、この数字の根拠は何ですか。また、なぜこのような差があるのでしょうか。

農政係 長

現在農業委員会の農地台帳で管理している面積が18,861.1ヘクタールございますので、その数字を記載しております。

農地係 長

15,000ヘクタールというのは農業センサス上の統計数字ですが、これは海岸方面の農地を所有している漁家に対しては調査を行っておりません。農地台帳ではその分の面積も管理しておりますので、このような差が出ております。

議 長

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略し採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 次回総会日程を議題とします。事務局より提案いたします。

事 務 局 長 次回総会日程について、5月27日、月曜日を提案いたします。

議 長 5月27日ということで提案がありましたが、いかがでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月27日、月曜日という  
ことで決定いたします。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第22回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時14分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 7番 穴吹 栄

浜中町農業委員会 8番 百々 英夫

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年4月22日

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	永 洞 委 員				
	判 断 の 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年4月22日

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	〇〇〇〇〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	小 椋 委 員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年4月22日

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	小田原委員				
	判 断 の 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成25年4月22日

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号4 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	梅原委員				
	判断の理由				該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第6号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第6号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第6号 整理番号3 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第6号 整理番号4 (賃貸借)

譲受人	○ ○○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会  
議案第6号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	〇〇 〇〇〇	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇	作成者	農地係長 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—